

個人情報保護審査諮問書

北広福祉第829号

平成27年7月27日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 尾崎英雄 様

北広島市長 上野正三



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	知的障害児者の援護に関する事務 身体障害児者の援護に関する事務 精神障害児者の援護に関する事務 要介護認定事務
諮問事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集（条例第7条第2項第6号） <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集（条例第7条第3項ただし書） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否（条例第8条第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外（条例第9条第2項） <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項（条例第9条第3項） <input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	要介護認定を受けている高齢者や重度の障がい者等を抱える世帯等の経済的負担の緩和を図ることを目的として、臨時的な生活支援事業（商品券の配布）を実施するため、北海道から市が保有する個人情報（氏名・住所・生年月日）の提供について依頼（参考資料）がありましたので、諮問いたします。
理由	生活支援事業対象者の個人情報を提供することにより、確実な事業周知が可能となり、申請手続きの簡素化や対象者の負担軽減が図られるため、当市が保有する個人情報を活用するものです。
担当部課等	保健福祉部 福祉課 障がい福祉担当（内線812） 高齢者支援課 介護認定担当（内線782）